

令和 7 年度

第 2 回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 3番、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、11番、萩原明美君、12番、小山伸一君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農地利用集積等促進計画（案）の意見についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農地利用集積等促進計画（案）の意見について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農地利用集積等促進計画（案）の意見について。

別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて、意見を求めるものです。

令和7年4月となりますが、5月12日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、小板橋主任から説明申し上げます。

議長 小板橋主任の説明を求めます。

事務局。

小板橋主任 議案書の3ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明します。

1件目の計画です。農地の所在は榛東村大字長岡字杉之木683番。現況地目は田。面積1,579平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定

する者は長岡の方で、始期は令和7年7月1日から5年間の令和12年6月30日までです。利用権の設定を受ける者は長岡の方です。

なお、この農地は地域計画外となります。

2件目の計画です。榛東村長岡字杉之木686番1。現況地目は田。面積988平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用となります。利用権を設定する者は高崎市の方で、始期は令和7年7月1日から5年間の令和12年6月30日です。利用権の設定を受ける者は長岡の方で、こちらの農地は地域計画外となります。

3件目の計画です。榛東村大字長岡字吉岡778番。現況地目は田。面積は2,815平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権の設定をする者は高崎市の方で、始期は令和7年7月1日から5年間の令和12年6月30日までです。利用権の設定を受ける者は長岡の方で、こちらも地域計画外となります。

4件目の計画です。榛東村広馬場井戸尻2113番2外3筆です。面積は合計で3,625平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定するものは広馬場の方で、令和7年7月1日から5年間の令和12年6月30日までです。利用権の設定を受ける者は長岡の方で地域計画外となります。

4ページ目をご覧ください。5件目の計画です。榛東村大字広馬場井戸尻2127番3外3筆です。現況地目は田。面積は合計で4,035平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は広馬場の方で、令和7年7月1日から5年間の令和12年6月30日までです。利用権の設定を受ける者は長岡の方で、こちらも地域計画外となります。

6件目の計画です。榛東村大字山子田字坂爪960番1。現況地目は田。面積は2,311平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は山子田の方で、令和7年7月1日から5年間の令和12年6月30日までです。利用権の設定を受ける者は、資料では前橋市の方となっていますが、先日、山子田にお引越しをされてきましたので、山子田の方となります。地域計画外です。

続いて7件目の計画です。榛東村大字山子田字萱場1244番。現況地目は田。面積は898平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は山子田の方で、令和7年7月1日から5年間の令和12年6月30日までです。利用権の設定を受ける者は山子田の方で地域計画外となります。

8件目の計画です。榛東村大字山子田字釈迦堂1399番。現況地目は田。面積1,400平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権の設定をする者は山子田の方で令和7年7月1日から5年間の令和12年6月30日まで。利用権の設定を受ける者は山子田の方です。地域計画外となります。

5 ページ目をご覧ください。

9 件目の計画です。榛東村大字新井字清水貝戸309番 2。現況地目田。面積1,572平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は広馬場の方で、令和 7 年 7 月 1 日から 5 年間の令和12年 6 月30日までです。利用権の設定を受ける者は、山子田の方で地域計画外となります。

10件目の計画です。榛東村大字新井字田谷1634番 1。現況地目田。面積1,008平米。権利の種類、使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権の設定をする者は新井の方で、令和 7 年 7 月 1 日から 5 年間の令和12年 6 月30日まで。利用権の設定を受ける者は山子田の方です。地域計画外となります。

11件目の計画です。榛東村大字新井字十二沢1212番 1 外 3 筆。現況地目、田。面積は合計で2,154平米です。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は新井の方で令和 7 年 7 月 1 日から 5 年間の令和12年 6 月30日までです。利用権の設定を受ける者は、山子田の方で地域計画外となります。

6 ページ目をご覧ください。

12件目の計画です。榛東村大字山子田字大手2049番 1。現況地目は畑。面積2,639平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は畑利用です。利用権を設定する者は山子田の方で、令和 7 年 7 月 1 日から10年間の令和17年 6 月30日までです。利用権の設定を受ける者は吉岡町の方で、地域計画外となります。

13件目の計画です。榛東村大字新井字大川1177番外 1 筆です。現況地目は田と畑で、面積はそれぞれ4,651平米と1,122平米です。権利の種類は使用貸借権。利用目的はそれぞれ畑利用と水田利用となります。利用権設定をする者は高崎市の方で、令和 7 年 7 月 1 日から 5 年間の令和12年 6 月30日までです。利用権の設定を受ける者は、広馬場の方で地域計画外となります。

14件目の計画です。榛東村大字広馬場字宿3896番外 2 筆。現況地目畑。面積は合計で3,329平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は畑利用です。利用権を設定する者は広馬場の方で、令和 7 年 7 月 1 日から10年間の令和17年 6 月30日までです。利用権の設定を受ける者は広馬場の方で地域計画外となります。

最後に、借り手の営農状況についてご説明します。

資料の 8 ページ目をご覧ください。

8 ページ目の 2 番に書いてあります借り手の営農状況についてご説明します。こちらが 1 件目から 5 件目までの計画の借り手の方となります。年齢71歳。農業従事日数年320日。現在耕作している農地の面積は約13ヘクタール。主たる経営作物は水稻とソバです。世帯員は 1 名です。主な農機具の保有状況につきましては、コンバインを

4台、田植え機を2台、トラクターを4台、フォークリフトを3台、乾燥機を4台となります。

続きまして、資料の18ページ目をご覧ください。

こちらの借り手の方は、6から11件目の計画の方となります。年齢25歳。農業従事日数は年300日。現在耕作している農地の面積は借入れ地で約3.7ヘクタール。主たる経営作物は米、ナス、ブロッコリーとありますが、ブロッコリーが誤りでスイートコーンとなります。失礼しました。世帯員は2名です。主な農機具の保有状況につきましては、トラクター1台、動力噴霧機1台、管理機1台、軽トラック1台です。

続きまして、資料の30ページ目をご覧ください。

こちらの借り手の方は、12件目の計画の方となります。年齢51歳。農業従事日数は年320日。現在耕作している農地の面積は自作地、借入れ地を合わせて約2ヘクタール。主たる経営作物はブドウ。世帯員は3名です。主な農機具の保有状況につきましては、トラクターを1台、スピードスプレイヤーを3台、乗用草刈り機を2台、運搬機を1台、スプレッダーを1台、草刈り機を1台となります。

続きまして、資料の32ページをご覧ください。

こちらは13件目の計画の方となります。年齢53歳。農業従事日数は年300日。現在耕作している農地の面積は自作地、借入れ地を合わせて約3ヘクタール。主たる経営作物はイチゴ、枝豆、ネギ。世帯員は5名です。主な農機具の保有状況につきましては、トラクターを2台、コンバインを1台、田植え機を1台、軽トラック3台となります。

資料の34ページ目をご覧ください。

こちらが最後の方で計画の14件目の方となります。年齢68歳。農業従事日数は年300日。現在耕作している農地の面積は自作地、借入れ地を合わせて約2ヘクタール。主たる経営作物は肉牛。世帯員は4名です。主な農機具の保有状況につきましては、トラクターを4台、ホイールローダーを1台、軽トラックを2台、コンバインを1台、田植え機を1台となります。

事務局からの説明は、以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

6番農業委員、内海優司君。

内海委員 6番、農業委員の内海です。

先ほどお話しがあった山子田に引っ越してきた人ですか。その方が農機具の状況を見ると大分少ない割には、あと、農作業も専従が1人の補助員が1人とか、借りて

いる土地が大分多いのですが、これをやっていけるのかどうか。

その辺何か聞いていますか。

議 長 事務局。

小板橋主任 山子田に引っ越しされてきた借り手の方に関しましては、現在耕作している面積が約3.7ヘクタールとさせていただいておりますが、今年から主にお米の田の面積を拡大しております、現在保有している機械については台数が足りない状況となっていますので、村内の農事組合法人に機械を借りて作業をしているところです。

本人からの話では、今年度中に米の乾燥機を2台導入する予定であったり、ドライコンプレッサーを1台、もみすり機を1台、米の選別機を1台など、融資を使いながら導入する予定ということで聞いております。

以上です。

議 長 6番農業委員、内海優司君。

内海委員 補助員の数はどうなんですか。

これから考えていると思うんですけど、それと2月から3月、4月もやっぱり大分、何ヘクタール、10ヘクタール以上借りていると思うんですけども、本当にこれで大丈夫なんでしょうか。

まだ新規ですよ。去年あたりから始めたのかな。1人で主にやるんでしょうけど、まず、その人が、こんなこと言ったらなんですけど、病気だとか、けがだとか、無理してどうなんだろうかというのがあったりするんですよ。

あと、草刈、水回りなどの管理が大丈夫なのかなと思っちゃってるんで、その辺、また、お願いします。

議 長 事務局。

小板橋主任 農業補助者につきましては、現在農業に従事している方がご本人とその奥様、お母様の3名がご家族で経営されているのと、パートの方が1名いらっしゃるんですけども、今年あと2名雇用する予定であるということで、そうすると全部で6名で進めていくということで伺っております。

経営状況につきましては、県の農業指導センターの方とも随時状況を確認しながら、計画が過大でないかなど、状況の確認はしていきたいと考えています。

労働状況につきましては必ず週に1日、火曜日はお休みをする日を決めているとのことで、体調管理に気をつけながらされているとのことです。

すみません。説明がまとまらないんですけども、以上です。

議 長 ただいま回答はありましたが、それでよろしいでしょうか。

内海委員 よろしくをお願いします。

議 長 ほかにございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

ちょっと今の案件の新規後継者の方の田んぼと畑の3.7ヘクタールのうちの割合をちょっと教えていただければと思います。

小板橋主任 田んぼと畑の割合ですね。

議 長 事務局。

小板橋主任 申し訳ありませんが、具体的な数字が抜けてしまっていて、すぐに数字が出ません。申し訳ございません。

議 長 ちょっと暫時休憩。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時27分)

議 長 暫時休憩を解きます。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農地利用集積等促進計画(案)の意見については、原案のとおり決定することとします。

ここで、小板橋主任の退席を認めます。

(小板橋主任退席)

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字多屋1543番。地目は登記簿、現況ともに田。面積404平米。権利種別は3条使用貸借、内容は新規。貸付人は新井の方。経営面積は自作地92.1アール。申請事由は、借受人の申出応じ、申請地

を貸し付けたいとのことです。借受人は高崎市の社会福祉法人と、経営面積は借地9.9アールと。申請事由は、障害福祉サービス事業を運営しており、知的障害を持っている利用者が農作業を通じ、活躍できる場をつくりたいと考え、農地を借受け、農作業の場として利用したいとのことです。

議案書36ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ただいまの議案第2号、1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干地元委員として補足説明をさせていただければと思います。

まず、今回の1番の案件につきましては、榛東中のグラウンド東側に新井の緑地公園がございます。その緑地公園の北側を東にちょっと下っていただくと、その緑地公園の続きに今回の障害者施設の福祉サービス施設があるということでございます。その道路を東側に突き当たっていただくと20メートルぐらい行ったところの南、左、右角に今回の申請地があるということでございます。北側、東側は村道、南側と西側については宅地ということでございます。

今回の申請者につきましては、施設の利用者における農業作業に従事をするということで、ほかのところでも農地を借りて就農というか、一部農業を体験しているということで、今回につきましてはその規模の拡大ということで、地元委員とすると許可相当と思われますので、よろしくご審議のほどお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。

次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書35ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字北原2762番外1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は918平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地82.8アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり応じることとしたとのことです。譲受人も新井の方。経営面積は自作地12.9アール。申請事由は、野菜作りを中心として多角的に営農しており、申請地を譲り受けて野菜作りを行いたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は2人中2人です。

議案書37ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番、真下です。

議案第2号、番号2の件について地元委員として補足説明をいたします。

事務局長の発表のとおりなのですが、場所は4ページをご覧ください、笹熊の信号を北に曲がり、20区のほうに向かって進み、すぐ右に曲がったところで、この辺一帯も住宅地で、一戸建てが十数棟販売された土地のすぐ東側、南東になります。

この譲渡人のほうは、農地が大分ありまして、年齢的にも後継者がいなくて、耕作放棄地にしちゃうんじゃ困るというのがまず1つあるのと、受ける方も、申請地の南側が自宅で、すぐ近くで農地が手に入ればいいなと前からに言ってまして、お互いの話がうまく噛み合しまして、今回の申請になりました。譲受人もしっかりトラクターを持っていますし、いろんなものを作ってみたいということを言っておりましたので、この件に関しては許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可といたします。

次に、議案第2号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書35ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

議案第2号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字広馬場字八幡下2521番5。地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は160平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は高崎市の方。経営面積は自作地1.6アール。申請事由は、相続により申請地を取得したが耕作することが困難であるため、隣接する農地の所有者である譲受人に譲り渡したいとのことです。譲受人は広馬場の方。経営面積は自作地48.4アール。申請事由は、申請地は所有している農地に隣接しており、効率的に耕作できると考え、譲渡人の申出を受け、譲り受けたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は3人中2人です。

議案書38ページをご覧ください。

議案第2号、番号3に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 7番農業委員の一倉です。

ただいま、事務局長により説明がありました議案書第2号3の申請につきまして、地元議員より若干ですけど、補足説明させていただきます。

資料は35ページ、現地確認書は6ページ、7ページですね。

場所的には13区のコミセンを北に500メートルぐらい行ったところになります。内容等につきましては、売買、申請理由につきましては、相続により申請地を取得したんですけれども、村内におらず、また面積も広くないんですけれども、耕作することが困難ということです。譲受人は申請地が所有している農地に隣接しており、効率的に耕作できるということです。私としましても問題はありませので、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号3は原案のとおり許可といたします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書39ページをご覧ください。現地確認調書は9ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字大内624番14外1筆。地目は登記簿、現況ともに田。合計面積は570平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は千葉県の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅98.12平米。転用理由、譲受人は現在アパートに暮らしているが、子どもも生まれる予定であり、将来を考え、住宅の建築を計画し、資金のめどがついたため、住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員5番、星野一郎君。

星野委員 農業委員5番、地元の農業委員星野です。

現地に関しましては、1区コミセンから約300メートル東側の下る現地です。それから、新しくできた吉岡バイパスから約300メートルぐらい上がったところでございます。現地に関しましてはあまりいい作物はできておりませんので、それから、もう一つが、現地に関しましては、南側に道路がございますし、北側にも道路があるんですが、現地を11ページから10ページを見ていただきますと、ちょっと北側のところへ

下水道が走っておりますので、こういう地形になって、ここを通して排水等を、下水等の排水を行うという形でございますので、南側は接道がございますけれども、そこは下水等が通っておりませんので、苦肉の策としてこういう、多分、作ったのではないかと思います。売渡人、買受人も面識はございませんけれども、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番の小山です。

ちょっと1点確認をさせていただきたいんですけども、一応今まで持ち主は遠くに住んでいるということでありましてけれども、田んぼとして活用されておったというような状況を、現地では見えただけですけども、残されたところの活用が今度どのような形で活用されるのか、田んぼとして活用するのかな、それとも、そのまま耕作放棄地になってしまうのをちょっと心配して、ちょっと確認をできればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局。

富澤書記 事務局の富澤です。

今回の申請地の北側の農地につきましては、今回の申請地と同じく、昨年に農振除外の申出がございまして除外となっております。そして、ここを転用したいという相談ももう来ておりまして、それほど遠くないうちに北側の農地についても、転用の申請が上がってくるのではないかなと思います。

西側の一段高い農地については、現状を特に耕作するとは聞いていなくて、このまま管理されていくものと思っています。こちらについては、まだ除外にはなっておりませんが、ここを除外したいという相談は来ておりまして、そう遠くないうちに除外、転用といった話が出てくるのではないかなと考えております。

以上です。

議 長 12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 すると、一応、近々除外、転用といった話が進む予定でいるという解釈でよろしいわけですね。

はい、了解しました。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、申請の取下げがございましたので、次に移ります。

第3号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書39ページ、現地確認調書は15ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字山子田字北谷地1485番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,408平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は山子田の方。譲受人は富岡市の方。転用目的は、建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅70.8平米が5棟と。転用理由、譲受人は富岡市内で不動産業を営んでおり、村内で建売分譲住宅用地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったため、建売分譲住宅用地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地、宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員2番、牧口誉詞君。

牧口委員 推進委員2番、牧口です。

ただいま、事務局長より説明のありました議案第3号、番号3につきまして、地元委員として補足説明をさせていただきます。

現地確認調書の15ページをご覧ください。

場所は、県道高崎渋川安中線の山子田北の信号を北へ100メートルほど先の四つ角を西へ30メートルほど先、これが現地です。次の16ページをご覧ください。付近の状況ですが、東側は一般住宅、西側は公道で南側も公道、村道です。北側は住宅となっております。権利の種別は売買による所有権移転です。申請目的は建売分譲住宅用地に転用すること、申請理由につきましては譲渡人は現在90歳と高齢であり、実際の農

作業には数年前からタッチできなくなり、後継者である息子さんはハウス栽培などを主力に農業経営を行っており、申請地には手が回らない状態であり、米作りは自家消費分の農地があればよいということで、他の場所で作付けしているそうです。今回の申請地は周辺に住宅化が進み、水田として農作業しづらく、有効活用を模索していたそうですが、耕作放棄を避けるため、今回、不動産業者の求めに応じて、農地転用を決断したそうです。17ページの平面図によりますと、生活排水に関しましては村道の側溝へ接続して放流し、雨水に関しましては雨水浸透ますを設置する計画のようです。周辺農地に影響はないと思われますので、私としましては問題がありませんので、許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 今回の申請地につきましては、1,400平米を超えているということで、宅地開発案件と、周辺がほとんど住宅ということなんですけれども、北側が一部農地があるということでもありますので、宅地開発委員会等で出た意見があればその辺を教えてくださいたいと思います。

以上です。

議長 事務局長。

事務局長 今回の場所は、今、小山委員が言ったとおり、ほとんど住宅に囲まれているということで、産業振興課としては、周辺農地の営農に支障を来すことのないようにと、また建設課も雨水排水については、先ほど牧口委員が言ったとおり、オーバー水のみを放流してくださいという指示でございました。

以上です。

議長 ほかにご意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書40ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第3号、番号4、図面番号4。農地の所在は大字山子田字中野1990番1、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は357平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は山子田の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は露天駐車場用地と。施設等はありません。転用理由、譲受人は近隣でキャンプ場を運営しており、スタッフ専用の駐車場がなく利用者と共用となっているため、分けて利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第3号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

先ほどの議案第3号、番号4について、事務局長の説明のとおりですが、若干地元委員としまして補足の説明をしたいと思います。

場所については、榛東総合グラウンドの西側約300メートルほど行った左手になります。もう既に申請地の隣にサウナ施設等ができておりまして、今回こちらのほうも、もう既に農地であるということに関わらず、若干重機等で作業しているような様子が見えたりする土地になっております。こちらに関しては、譲受人から始末書いただいたと聞いております。現地の状況を見ても、今日、現地確認行っていた方はお分かりだと思えるんですけども、西側の法面がかなり急になっておりまして、そもそもは畑として利用が非常に難しいような土地だというふうに解釈いたしました。ということで、こちらに関しては隣接する農地等はございませんので、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号4について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号5について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号5について説明申し上げます。

議案書40ページ、現地確認調書は21ページからとなります。

議案第3号、番号5、図面番号5。農地の所在は大字山子田字大手2058番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,911平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は山子田の方。譲受人も山子田の方。転用目的は露天駐車場用地と。施設等はありません。転用理由、譲受人は近隣で精密機械の製造加工及び販売業を行っているが、社員及び来客用の駐車場が不足しており困っていたところ、申請地を譲り受けられることとなったため、駐車場として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第3号、番号5の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号5について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

議案第3号、番号5について、事務局長の説明のとおりです。若干の付け加えての説明をしたいと思います。

既に現地が榛東総合グラウンドの西側の村営住宅の西になります。総合グラウンドの駐車場が北側にありまして、南側には村道ということなのですが、その近くに小金井精機の従業員の寮が南側にあります。一旦、一時転用ということで、資材置場ということで使っておりまして、その場所となります。こちらに関しては、西側に農地があるんですが、若干西側が斜面というか、傾斜がありまして、農地に与える影響等は考えづらいというところがございます。したがって、地元委員といたしまして、許可相当と思われますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当等の説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

今回の手続きというか、申請については駐車場への転用ということで、面積が約2反弱あり、それをアスファルトにするというような状況の中で、雨水の排水の関係、これが側溝等で今まで現状の中で足りるかどうか、その辺の確認と、やはり、宅地開発案件ということでありますので、その辺の意見があれば踏まえて意見等をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 事務局長。

事務局長 今回、各課からの指示要望事項についてそのようなことはございません。

また、産業振興課のほうは、高橋委員が言ったとおり、周辺の農地に影響を来さないようにと、影響がほとんどないということで指示しております。あと、図面を見ますと、柵をつけて雨水の対策はするようでございますので、建設課のほうも問題ないと考えております。

以上です。

議長 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号5について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号5は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号5は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号6について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号6について説明申し上げます。

議案書40ページ、現地確認調書は24ページからとなります。

議案第3号、番号6、図面番号6。農地の所在は大字山子田字柳沢2517番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,590平米。権利は使用貸借。貸付人は山子田の方。借受人は貸付人が経営している会社でございます。転用目的は露天資材置場用地と、施設等はありません。転用理由、借受人は建築業を営んでいるが、資材置場は借地のみに資材の保管スペースに制約があり事業運営に支障を来しているため、申請地を借受け、資材置場として利用したいとのことです。貸付人は借受人の申出を受け、申

請地を貸付けたいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第3号、番号6の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

議案第3号、番号6について、事務局長の説明のとおりですが、地元委員としてまして若干の説明を加えたいと思います。

こちら、現地に関しては、役場の北側の通路、通路というか、道路を北側に向かって行っていただきますと、300メートルほどでしょうか、役場から行っていただきますと、右側に住宅が数軒並んでおりまして、その東側という形になっております。現地は勾配も結構ありますが、東側が農地、それから西側、南側については全て住宅が建っております。北側に村道というような状況です。雨水に関しては自然浸透ということとなっております。現地のほうも、栗の木が2本ぐらいある形だと思います。そこへ、結構面積広いものですから、そこへ資材置場ということで、ご本人というか、貸付人のご自分の会社が露天駐車場ということですので、地元委員といたしましては許可相当というふうに思われますので、ご審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 今回の申請の面積がまた1,590平米ということで、宅地開発案件事案でありますので、意見があればおつなぎを願いたいと思います。

以上です。

議長 事務局長。

事務局長 こちらの要望事項、指示事項が、産業振興課からは支障を来さないようにと、建設課については特別、雨水のほうは先ほど高橋委員が言ったとおり、その敷地内で処理をするということですので問題ないという結論でございます。

以上です。

議長 長 ほかに意見ありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号6について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めま

す。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号6は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号6は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号7について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号7について説明申し上げます。

議案書41ページ、現地確認調書は27ページからとなります。

議案第3号、番号7、図面番号7。農地の所在は大字新井字高塚2962番8。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,347平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は特定建築条件付き売買予定地と。施設等はありません。転用理由、譲受人は高崎市内で不動産業を営んでおり、申請地周辺の交通の面もよく発展が著しいと思われるので、特定建築条件付き売買予定地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第3号、番号7の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号7について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

議案第3号、番号7について、事務局長の説明のとおりですが、地元委員として補足の説明をさせていただきます。

現場は高崎渋川バイパス高塚の信号東角のコンビニエンスストアの東側になります。現地調書28ページ、現地の東側は村道、南側は既に宅地開発、西側はコンビニエンスストアと駐車場、北側には3軒隣接して農地がありますが、高低的に北側のほうが高く、敷地に境に擁壁の計画があるという説明を受けましたので、近隣の農地への影響はないかと思われます。図面にはないんですが、宅内の雨水については浸透ますによる場内処理と聞いております。地元委員としては問題ないかと思われますので、審議のほどお願いします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山です。

こちら宅地開発案件ということで、意見等があればおつなぎ願いたいと思います。
以上です。

議長 事務局長。

事務局長 こちらについても産業振興課としては支障を来さないようにと、また、建設課については、今、羽鳥委員が言いましたとおり、浸透枡を設けてオーバーフロー水のみを側溝のほうへ放流してくださいという指示が出ております。

以上です。

議長 長 ほかにご意見ありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号7について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号7は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号7は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を11時25分からとします。

(休憩 午前11時12分)

(再開 午前11時25分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時45分)